

# 「一九九九年 商品・役務価格法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

一九九九年 商品・役務価格法

前文省略

第一条

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕商品・役務価格法(プララーチャバンヤット・ワードゥアイ・ラカー・シンカー・レ・ポリカーン)」と呼ぶ。

第二条

この法令が官報告示日の翌日から施行する。

[注/官報告示は一九九九年三月三十一日、施行日は同四月一日]

第三条

仏暦二五二二年〔西暦一九七九年〕価格統制・独占禁止法を廃止する。

第四条

この法令において、

「事業(トゥラキット)」とは、農業、工業、商業、役務供給業または似た様態を持つその他の事業を意味する。

「商品(シンカー)」とは、消費に使用できる財を意味し、財に付随する権利を示した書類も含める。

「役務(ポリカーン)」とは、金銭またはその他の利得を報酬として要求する請負、権利付与、財産または事業の使用を意味する。

「販売(ジャムナーイ)」とは、他の者に商品の所有権を売却、交換、譲渡、分配、移転する、あるいは役務を提供することを意味する。

「生産(バリット)」とは、作成、混合、調合、組成、創造、変性、変形、改良、選定、選別、収納、またはどんな方法であっても商品を作り出す行為に加え、自ら作り出す、あるいは他人により作り出すにかかわらず、商品のための商業上の名称または商標を作り出す行為をも意味する。

「価格(ラカー)」とは、販売の対価を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、中央商品・役務価格委員会、または県商品・役務価格委員会を意味する。

「事務局(サムナックガーン)」とは、中央商品・役務価格委員会事務局、または県商品・役務価格委員会事務局を意味する。

「事務局長(レーカーティガーン)」とは、中央商品・役務価格委員会事務局長を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した公

務員を意味する。

「大臣(ラッタモンत्री)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

#### 第五条

この法令は中央官庁、地方官庁、地方自治体、省令で規定した事業には適用しない。

#### 第六条

商業大臣をこの法令の主務大臣とし、この法令に基づく執行のために係官を任命する権限を与える。

#### 第一章

##### 商品・役務価格委員会

#### 第七条

商業大臣を委員長、商業省事務次官及び投資委員会事務局長を副委員長とし、内閣が任命する四人以上八人以下の有識者委員(うち民間有識者が半分以上を占める)、事務局長を委員兼書記とする中央商品・役務価格委員会、略称「コーコーロー」を設置する。

コーコーローはバンコク都における県商品・役務価格委員会として機能する。

#### 第八条

委員として任命された有識者は政治職公務員、政治任命者、政党の委員または運営責任者であってはならない。

#### 第九条

コーコーローは王国内のすべての地域において以下の権限を有する。

- (一) ある商品・役務を第二四条に基づく統制商品・役務として布告規定する。
- (二) 第二五条に基づく統制商品・役務に適用する基準を規定する。
- (三) 統制商品・役務の生産者または販売者に対し、第二六条に基づき事実関係を報告するよう命じる。
- (四) 第二七条に基づき発令される布告を承認する。
- (五) 第二八条に基づき商品・役務価格提示における原則、方法、条件を規定する。
- (六) 第二九条第二段落に基づき商品・役務価格が不当に低すぎる、または不当に高すぎる、あるいは混乱を生じさせると見なす原則、方法を規定する。
- (七) 第三三条に基づく報償金及び賞金支払いについての規約を規定する。
- (八) 民衆の需要を満たす統制商品・役務の生産、販売のために必要なだけ監督、命令する。このとき、コーコーローはコージョーロー(県商品・役務価格委員会)、事務局長、係官に執行を委任すること

もできる。

(九) 価格への影響を及ぼす行為により困苦または被害を受けたとする訴えがあった件について審査する。

(一〇) ある者を招致し事実関係、説明、提案、意見を聴取する。

(一一) コーコーローの権限を規定した法律に基づくその他の執行。

#### 第一〇条

第七条に基づく有識者委員の任期は一期二年とする。

第一段落に基づき任期が切れた時、もし新たな有識者委員が任命されていない場合は、任期切れで離任する有識者委員が、新たな有識者委員が任命され任につくまで、そのまま任にとどまる。

任期切れによって離任する有識者委員は再任されることができる。ただし連続して二期までとする。

#### 第一一条

仏暦二五三九年〔西暦一九九六年〕行政官庁執行法の第七五条、第七六条、第七七条、第七八条、第七九条、第八〇条、第八一条、第八二条、第八三条を有識者委員の任命、離任、委員会の会議にも準用する。また有識者委員は同第八条に基づく禁止状態にあったとき離任する。

#### 第一二条

バンコク都を除く各県に、県知事を委員長、県知事が任命した五人以上九人以下の有識者委員(うち三分の一以上が民間からとする)、県商業官を委員兼書記とする県商品・役務価格委員会、略称「コージョーロー」を設置する。

有識者の人選にあたってはコーコーローが規定した基準に従う。

コージョーローはその県内においてこの法令に基づく権限を有する。

#### 第一三条

コージョーローは以下の権限を有する。

(一) 第二五条、第二七条第二段落、第二八条、第二九条第二段落、第三三条に基づく執行。

(二) 価格への影響を及ぼす行為により困苦または被害を受けたとする訴えがあった件について審議する。

(三) ある者を招致し事実関係、説明、提案、意見を聴取する。

(四) コーコーローの布告または命令に従った執行、あるいはコーコーローの委任に基づく執行。

コージョーローの第一段落に基づく権限の行使は、第九条に基づくコーコーローの規定と相反する、または背反することはできない。

#### 第一四条

第一〇条及び第一一条の内容をコージョーローにも準用する。

#### 第一五条

委員会はある件について審査する、学習する、意見を答申させる、あるいはある執行を代行させるために小委員会を設置することができる。小委員会の会議には第一一条を準用する。

### 第二章

#### 商品・役務価格委員会事務局

#### 第一六条

国内通商局長を事務局の公務の監督者・責任者である事務局長とし、以下の権限を有する中央商品・役務価格委員会事務局、略称「コーコーロー事務局長」を商業省国内通商局内に設置する。

- (一) コーコーロー及び小委員会の事務を担当し、コージョーローとの調整センターとして機能する。
- (二) 商品・役務、価格、事業に係る学習、分析、研究に加え、コーコーローに対して商品・役務価格規定に係る事業・計画・基準を提出する。
- (三) 統制商品・役務価格の動向を追跡し、事業者の行動を監視してコーコーローに報告する。
- (四) 価格への影響を及ぼす行為により困苦または被害を受けたとする訴えを受理する。
- (五) コーコーロー事務局の任務遂行のために規約を定める。
- (六) コーコーローの布告、規約、決定に基づく執行、及びコーコーローからの委任に基づくその他の執行。

#### 第一七条

県商業官を事務局の公務の監督者・責任者である事務長とし、以下の権限を有する県商品・役務価格委員会事務局、略称「コージョーロー事務局」を全県に設置する。

- (一) コージョーロー及びコージョーローが設置した小委員会の事務を担当し、コーコーローとの調整を行う。
- (二) 第一六条(二)(三)(四)に基づく任務をその県内において行い、コージョーローに提出する。
- (三) コージョーロー事務局の任務遂行のための規約を定める。
- (四) コーコーロー及びコージョーローの布告、規約、決定に基づく執行、及びコージョーローからの委任に基づくその他の執行。

#### 第一八条

この法令に基づく執行において、係官は以下の権限を有する。

- (一) ある者に証言させる、事実関係を明らかにさせる、陳述書を作成させる、あるいは捜査または審議に供するための帳簿、登記書、書類、証拠を提出するよう召喚状を出す。ただし、統制商品・役務でない商品・役務の原価、構成内容、構成部分に係る書類または証拠を提出させる場合は、事務局長またはコージョーロー委員長の許可書を前もって取得しなければならない。

(二)この法令に従わせるよう検査する、あるいはこの法令に基づき押収できる証拠品または財産を押収するために、あるいは第三〇条または第三一条に対する違反者を逮捕するために、事業者またはその他の者の勤務場所、生産所、販売所、購買所、商品保管所、役務提供所、あるいはこの法令に違反していると思われるその他の場所、乗物に立ち入る。あるいは乗物の所有者または運転者に停止、停車を命じる。以下の場合には捜査令状を必要としない。

(a)場所内または乗物内で面前で違反が行われたことが明らかなき。

(b)面前で違反した者が場所内または乗物内に逃げ込んだとき、または隠れていると思われる確固とした事由があるとき。

(c)この法令に基づき押収できる証拠品または財産が場所内または乗物内にあり、捜査令状を用意しているうちに証拠品または財産が他に移される、秘匿される、破壊される、または元の状態から変えられるという疑いがあるとき。

(d)逮捕される者がその場所または乗物の所有者であり、その逮捕が逮捕状があるか、または令状なしに逮捕できるとき。

こうした行為において、事業者または関係者から事実関係を調べる、帳簿、登記書、書類またはその他の証拠を提出させたり、その場所または乗物にいる当該人物に対し必要なだけの遂行を命じる権限を有する。

(三)第三〇条または第三一条に明らかに違反している証拠がある場合は、違反に係る商品、乗物、書類またはその他の証拠品を拘留、差押え、押収する権限を有する。ただし商品、乗物、書類、証拠品の押収にあたっては委員会委員長の許可書を前もって取得しなければならない。

#### 第一九条

係官の任務遂行において、関係者はしかるべき便宜を供する。

#### 第二〇条

係官の任務遂行においては、関係者に身分証明証を提示しなければならない。

身分証明証は大臣が官報において告示規定した様式に従う。

#### 第二一条

第一八条(一)に基づく召喚状は、係官が召喚状に明記された者の居住地または勤務場所に、日照時間またはその者の勤務時間内に送達する。あるいは書留郵便で送達することもできる。

係官が第一段落に基づき送達したが、召喚状に明記された者が正当な事由なく召喚状の受け取りを拒否した場合、係官は召喚状の送達のため行政官か警察官の動向を要請する。もし召喚状に明記された者にその居住地または勤務場所で会えなかったときは、その場所に居住する、または勤務する他の成人者に送達する。もし誰にも会えなかった、または会えたとしても代理人として召喚状の受け取りを拒否した場合は、証人の行政官または警察官の目の前で、その居住地または勤務場所の視認しやすいところに召喚状を掲示する。

係官が第一段落、第二段落に基づき執行したとき、召喚状に明記された者は召喚状を受け取ったものと見なす。もし掲示による送達の場合は、掲示から五日が経過した時点で、もし郵便書留による送達の場合は、郵便受け取り日から五日が経過した時点で召喚状を受け取ったものと見なす。

#### 第二二条

この法令に基づく執行において、中央委員、県委員、小委員会委員、事務局長及び係官は刑法典に基づく捜査官とする。

#### 第二三条

この法令の違反者を逮捕するために、係官は刑事訴訟法典の内容規定に基づく行政官または警察官とする。

違反者の逮捕は、現行犯の場合、または刑事訴訟法典が行政官または警察官に対し逮捕状なしに逮捕できるとしたその他の事由がある場合は、逮捕状を必要としない。

### 第三章

#### 商品・役務価格統制

#### 第二四条

不当な取引上の購買価格・販売価格設定、または条件・実施方法を防止するため、コーコーローは内閣の承認のもとに、ある商品・役務を統制商品・役務として布告規定する権限を有する。

コーコーローは第一段落に基づく権限行使について少なくとも年に一回再検討する。もし経済情勢またはコーコーローの権限行使の審議において依拠した事実関係が変化した、あるいは終了したと知ったときは、コーコーローは内閣の承認のもとに、遅滞なくその権限行使の見直し、または廃止を布告する。

コーコーローの布告は期限があるが、一年を超えることはできない。ただし新たな布告がある場合はその限りではない。

第一段落及び第二段落に基づくコーコーローの布告は官報で告示されたとき施行することができる。

#### 第二五条

第二四条に基づき統制商品・役務を布告規定したとき、委員会は以下の権限を有する。

(一) 統制商品・役務の購買価格または販売価格を設定し、購買者に設定価格以上の価格で購買させる、または販売者に設定価格以下の価格で販売させる、あるいはある価格を抑制させる。

(二) 販売者が統制商品・役務の販売から得られる統制商品・役務の単位当たりの最大利益マージン比率を規定する。あるいは取引段階ごとに統制商品・役務の購買価格と販売価格の間のギャップ比率を規定する。

(三) 統制商品・役務の生産、輸入、輸出、購買、販売、保管に係る原則、基準、条件を規定する。

(四) 委員会布告が適用される地域、期間を規定する。

(五) 統制商品・役務の量、保管場所、原価、費用、生産計画、輸入計画、輸出計画、購買計画、販売計画、価格変更計画、その他の報告、あるいは販売、生産の減少、及び販売方法を係官に届け出るようにさせる。

(六) 統制商品の予備保管または予備保管量の増量を規定する。また統制商品の予備の保管地、保管場所を規定する。

(七) 統制商品のある場所から輸出入することを禁じる、または許可する。

(八) 事業者に統制商品・役務の生産、輸入、購買、販売、保管にあたっての質の向上を命じる。また不当に多い費用の抑制または引き下げを命じる。

(九) 統制商品・役務の購買及び販売における分配を措置する。このとき分配にあたっての原則及び条件を規定する。あるいは統制商品・役務の購買及び販売にあたっての条件を規定する。

(一〇) 統制商品・価格を規定した量、価格で販売するよう命じる。また委員会が規定したところに従い、政府部門またはある者へ販売するよう命じる。

(一一) 統制商品・役務の規定した量を超える販売、譲渡、使用、移転、変更を禁じる。

(一二) 規定した量を超える統制商品の買い占め、占有を防止するための基準を規定する。

第一段落に基づく委員会の権限行使は、履行者の責務を考慮し、ケースごとの状況に照らし合わせ必要に基づき布告によって実施される。布告には事由を添え、布告に従い履行しなければならない者を明示する。当該布告は(四)に基づき布告の中で明示された日の翌日から施行され、布告があったときは官報での告示がなされる。

委員会は第一段落に基づく権限行使について、経済情勢と一致させるために少なくとも年に一回再検討する。再検討にあたっては望ましい原価、生産コスト、輸入コスト、輸出コスト、購買コスト、販売コスト、利益率、及び将来の生産能力拡張における投資への影響を考慮する。経済情勢または委員会の権限行使の審議において依拠した事実関係が変化した、あるいは終了したと知ったときは、委員会は遅滞なくその権限行使の見直し、または廃止を官報で告示する。

委員会の布告は期限があるが、一年を超えることはできない。ただし新たな布告がある場合はその限りではない。

## 第二六条

コーコーローは統制商品・役務の生産者、販売者、販売目的の購買者、販売目的の輸入者に対し、名称、単位当たりの購買価格、販売価格、規準、品質、大きさ、量、重量、及びその商品・役務の構成部分となる原料の名称、量、その他の統制商品・役務の様態を、コーコーローが規定した日に基づき、事務局長に報告させるよう布告する権限を有する。

第一段落に基づく報告があったとき、コーコーローはその生産者、販売者、販売目的購買者、販売目的の輸入者に対し、報告と異なった状態での、あるいは報告のあった価格を上回る、または下回る価格での商品・役務の販売を禁じる。ただしコーコーローが規定した規則に従い事務局長から許可を得た場合はその限りではない。

第一段落に基づく権限行使においては、第二五条第一段落及び第二段落を準用する。

#### 第二七条

第二五条または第二六条に基づく権限を急ぎ、秘密裏に行使する必要がある、委員会会議をすぐに招集できない場合、委員会委員長は第二五条または第二六条に基づく委員会の権限をとりあえず行使する権限を有する。当該権限の行使においては第二五条第二段落の規定を準用する。

第一段落に基づく布告があったとき、布告日の翌日から三日以内に委員会の審議に付す。もし委員会はその布告を承認した場合は、委員会はその布告が以後も施行されることを布告する。もし委員会が承認しなかった場合は、委員会はその布告を廃止する布告を出す。ただしその場合でも、その布告が適用されていた期間における行為には影響が及ばない。

第二段落に基づく布告は布告された時点で施行となり、布告後に官報で告示する。

#### 第二八条

委員会は商品・役務の生産者、販売者、販売目的の購買者、販売目的の輸入者に対し、商品・役務価格を掲示するよう規定する権限を有する。このとき、委員会は商品・役務価格掲示において原則、方法、条件を規定することもできる。

第一段落に基づく権限行使においては、第二五条第二段落及び第三段落の規定を準用する。

#### 第二九条

事業者が商品・役務価格を不当に引き下げる、または不当に引き上げる、あるいは混乱を生じさせる意図に基づく行為をなすことを禁じる。

委員会は商品・役務価格を不当に引き下げる、または不当に引き上げる、あるいは混乱を生じさせると見なす上での原則・方法を規定することができる。その原則・方法は官報によって告示する。

#### 第三〇条

何人であっても、正当な事由なく、第二五条(一二)に基づき委員会が布告規定した量を超えて統制商品を占有する、または第二五条(五)に基づき係官に通知した保管場所でない場所に統制商品を保管する、あるいは販売目的に保有していた統制商品を販売しない、通常に従い販売提供しない、販売を拒否する、販売または委託を遅らせることで、統制商品を蓄積することを禁じる。

#### 第三一条

統制役務の事業者が、正当な事由なく、通常の役務供給を休止する、拒否する、遅らせることを禁じる。

### 第四章

#### 雑則

### 第三二条

第一八条(三)に基づき押収した商品について、もし所有者または占有者が明らかでない場合、あるいは検察官が不起訴を命じた、裁判所が差押えない最終判決を下した場合で、かつ所有者または占有者が押収された日、検察官が不起訴を命じた日、裁判所が差押えない最終判決を下した日から九〇日以内に返還を申し立てなかったとき、その商品は所有者がいないものと見なし、国家に帰する。

もしその押収された商品が壊れやすい、または時間の経過に従い一部損壊する、あるいは保管費用がその商品の価格を上回る場合、バンコク都であれば事務局長、地方県であればコージョーロー委員長、あるいは事務局長またはコージョーローが委任した者は、その商品が国家に帰する前に、係官に対し市場での売却、またはその他のしかるべき方法によって売却するよう命じることができる。その商品の売却金は、費用及び関係する全経費を控除した上で、商品を代替するものと見なす。

### 第三三条

違反者の逮捕があった場合、検察官が要請したとき、裁判所は逮捕をもたらした者への報償金として裁判所が差押えを命じた証拠物件の正味売却金の二五%、及び逮捕人への賞金として同三〇%を支払うよう命じる。証拠物件の差押えがなかった、または証拠物件が売却できない場合は、当該比率に従い、裁判所に支払われた罰金から支払う。

逮捕をもたらした者がいない場合は、裁判所が差押えを命じた証拠物件の正味売却金の三〇%を逮捕人への賞金として支払うよう命じる。証拠物件の差押えがなかった、または証拠物件が売却できない場合は、当該比率に従い、裁判所に支払われた罰金から支払う。

逮捕をもたらした者または逮捕人が複数の場合は、報償金または賞金はそれぞれのグループの個々人に対して同額ずつ支払う。

証拠物件を差し押さえたが違反者が明らかでない場合、委員会は委員会が規定した規則に従い、国家に帰した証拠物件の正味売却金から報償金及び賞金を、この条で規定した比率を上回らない範囲で支払うよう命じる権限を有する。

違反者が逮捕され、第四三条に基づき略式命令があった場合、委員会は委員会が規定した規則に基づく科料から報償金及び賞金を、この条で規定した比率を上回らない範囲で支払うよう命じる権限を有する。

## 第五章

### 罰則規定

### 第三四条

第一八条(一)に基づく係官の召喚状に従わなかった者は、三か月以下の懲役、または五千バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三五条

第一八条(二)(三)、第二一条に基づく係官の執行を妨害した者は、一年以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三六条

第一九条に基づき係官に便宜を供しなかった者は、一か月以内の懲役、または二千バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三七条

第二五条(一)(二)(四)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)に基づく委員会の布告に違反した、または従わなかった者、あるいは第九条(八)に基づくコーコーロー、コージョーロー、事務局長、係官の執行を妨害した者は、五年以下の懲役、一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三八条

第二五条(五)に基づく委員会の布告に従わなかった者、あるいは第二六条第一段落に基づき届け出なかった者は、一年以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処すると共に、違反中の期間にわたって、または届け出するまでの期間にわたって一日当たり二千バーツ以下の罰金に処する。

#### 第三九条

第二六条第二段落に違反した者は、五年以下の懲役、一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四〇条

第二八条に基づき価格を表示しなかった者、または規定の原則・方法・条件に従わなかった者は一  
万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第四一条

第二九条、第三〇条、第三一条に違反した者は、七年以下の懲役、一四万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四二条

この法令に基づき罰則をうけるべき違反者が法人の場合は、社長[カマカーン・プーチャカーン]、パートナーシップ支配人[フンスアン・プーチャカーン]、またはその件での法人の業務上の責任者が、その違反に対し規定された罰則を受けなければならない。ただし、その行為が知らずに行われた、または不承知であった、その違反の発生を防ぐためしかるべく対応した者はその限りではない。

#### 第四三条

この法令に基づき罰金刑だけが規定された一連の違反、または懲役刑が一年以内、あるいは懲役刑が一年以内と罰金の併科であるとき、委員会は略式命令を下す権限を有する。その権限行使にあたって、委員会は小委員会、事務局長、コーディネーター委員長、または係官を代行者として委任することができる。

第一段落に基づく委任はコーコーローが規定した原則・方法に従う。

罰金刑だけの場合は違反者とその違反についての罰金の高いレートで罰金を支払うことに応じたとき、または容疑が略式命令に従い料金を期限内に支払ったとき、刑事訴訟法典に基づき事件は終了したものと見なす。

#### 付則

#### 第四四条

この法令が施行された日に施行中の仏暦二五二二年〔西暦一九七九年〕価格統制・独占禁止法に基づき出された一連の省令、規則、布告は、この法令に反しないまたは矛盾しない限り、この法令に基づく規則、布告が出るまで、引き続き使用することができる。